

セーフティネット保証の変更点について（令和6年12月1日以降適用）

○変更概要

1. 対象業種と非対象業種兼業者の様式の統一、またそれに伴う一部要件の変更
売上高要件において指定業種と非指定業種の両方を営んでいる事業者の申請方法が統一されます。

令和6年11月30日まで		令和6年12月1日以降	
様式 イ②	「主たる事業」の売上高と「事業全体」のそれぞれの最近3か月の売上高が、前年同期と比較して5%以上減少していること。	様式 イ②	最近3か月の「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の5%以上を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近3か月の売上高が、前年同期と比較して5%以上減少していること。
様式 イ③	「指定業種の事業」の最近3か月の売上高の減少額が「事業全体」の前年同期の売上高に対して5%以上減少しており、かつ、「事業全体」の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。		

2. コロナ前比較の様式の廃止（今回の改正以前の制度における様式イ - ④、⑤、⑥の廃止）

3. 創業者等の認定における売上比較の対象期間の変更

創業者の認定時、現行では直近1か月の売上と直近1か月を含めた3か月間の売上平均を比較していましたが、直近1か月の直前の3か月間の売上平均と比較することになりました。

4. 利益率要件の追加

現行制度では、売上高の比較を用いた認定のみでありましたが、営業利益率の比較を用いた認定が追加されました。これにより、原材料費高騰や人件費増加で業績不振となっている企業の申請が可能となりました。

12月1日以降	
様式 ハ①	「指定業種の事業」のみを行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が、前年同期と比較して20%以上減少していること。
様式 ハ②	「指定業種の事業」と「非指定業種の事業」の両方を行っている場合は、最近3か月における「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の5%以上を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

※当該申請を予定している場合、事前に商工課までお問合せください。

5. 売上高のわかる書類（試算表，法人概況説明書，売上台帳等）の提出の必須化
申請時に直近3ヶ月と前年同期の売上台帳等の添付が必須となりました。（未作成の場合
は商工課までお問合せください）

（問合せ先）

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1

水戸市 産業経済部商工課

（水戸市役所本庁舎 5 階）

電話；029-232-9185

担当；田口